

報告第9号 新市名称候補選定小委員会報告

新市名称候補選定は、10月に「公募」を実施し、応募数1,944件、611種類の新市名称の応募があり、第1次選定において26作品が選ばれ、第2次選定で4作品に絞られました。その結果が協議会へ報告されました。



1 協議経過

- (1) 第1回小委員会（平成16年9月24日）
内容 ・委員長及び副委員長の選任
- (2) 第2回小委員会（平成16年11月4日）
内容 ・新市名称候補第1次選定
- (3) 第3回小委員会（平成16年11月12日）
内容 ・新市名称候補第2次選定

2 協議結果

平成16年11月12日開催の第3回新市名称候補選定小委員会において、新市名称候補について協議の後、出席委員全員の投票により以下の通り決定しました。

新市の名称候補は、『渋川市』、『中央市』、『赤城市』、『伊香保市』とする。

□協議事項

議案第16号 協議項目5「議会の議員の定数及び任期の取り扱い」について
原案（小委員会報告）のとおり承認されました。

議案第17号 協議項目3「新市の名称に関すること」について
新市の名称は、上記小委員会報告のとおり4候補提案され、合併協議会での協議が行われましたが、協議が整わないため、次回に再協議されることになりました。

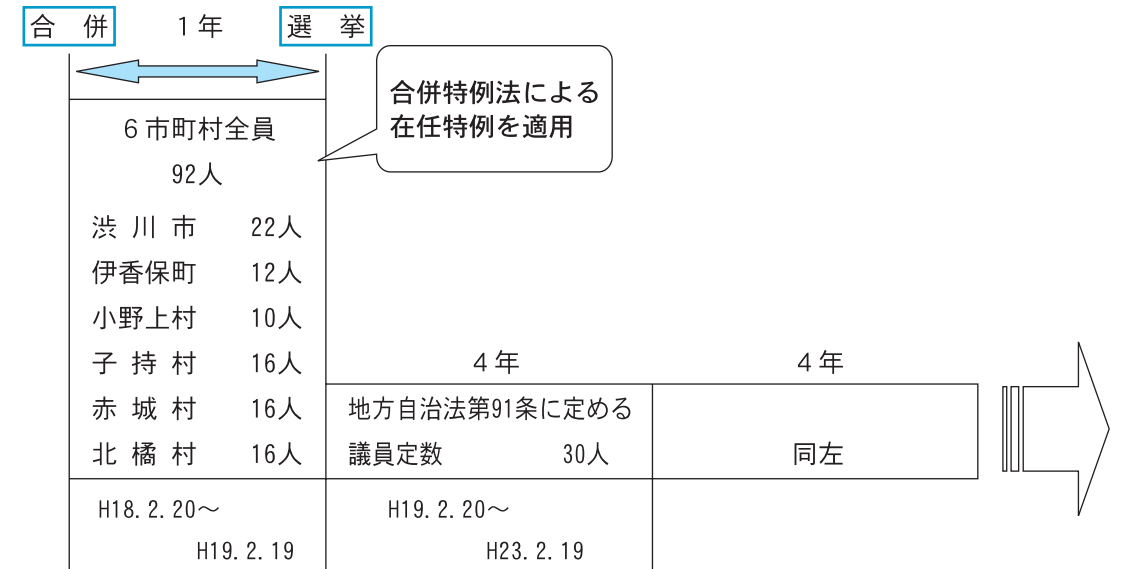


◀子持村公民館

議会の議員の定数及び任期の取扱い

渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村の議会の議員は、合併後1年間引き続き、新市の議会の議員として在任します。

合併後、最初の一般選挙から全市域を1つの選挙区とし、議員の定数は30人となります。



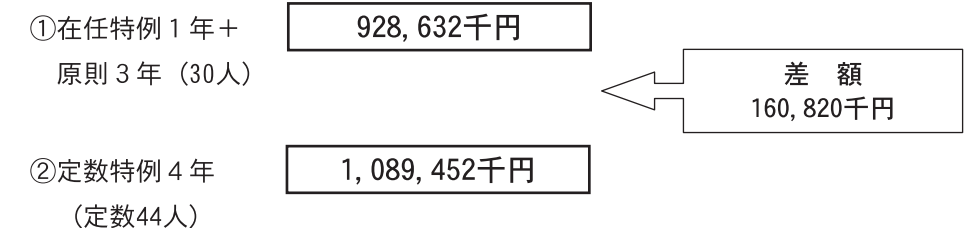
【合併特例法による在任特例】

合併市町村の議会の議員は、市町村の合併後2年を超えない期間で、新市の議会の議員として在任することができます。

【地方自治法による議会の議員の定数】

議会の議員の定数は、人口規模に応じて条例で定めます。
※人口5万人以上10万人未満の市 30人

在任特例と定数特例の議会議員の報酬比較（合併後4年間）



※（在任特例期間中は、現行報酬とし、原則及び定数特例は、渋川市の報酬で算定。）

※（定数特例の定数は、小委員会で確認されていた定数特例の定数の最小の44人とした。）